

都市再生の推進に係る有識者ボード

都市再生緊急整備地域の評価手法検討ワーキンググループ 設置要綱（案）

（設置）

1. 都市再生の推進に係る有識者ボードの下に、都市再生緊急整備地域の評価手法検討ワーキンググループ（以下「評価手法検討WG」という。）を置く。

（任務）

2. 評価手法検討WGは、都市再生の推進に係る有識者ボード設置要綱に基づき、現在指定している都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域における都市開発事業等の進捗状況や整備効果等の評価手法に関する事項について調査・検討を行い、都市再生の推進に係る有識者ボードに助言することを任務とする。

（構成）

3. （1）評価手法検討WGは、学識経験者等のメンバー10人以内で構成する。
（2）座長は構成員が互選し、座長代理は座長が必要に応じて指名する。

（招集）

4. 評価手法検討WGの会議は、座長が招集する。

（会議の開催）

5. 評価手法検討WGは、構成員の3分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、座長は、やむを得ない理由により会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を評価手法検討WG構成員に送付し、その意見を徴することをもって、会議に代えることができる。

（議事の公開）

6. 評価手法検討WGの会議は公開する。ただし、座長が公開することにより支障があると認める場合には、非公開とすることができる。また、議事要旨を作成し、評価手法検討WGの会議の終了後速やかに公開する。

（庶務）

7. 評価手法検討WGの庶務は、内閣官房において処理する。

（雑則）

8. この要綱に定めるもののほか、評価手法検討WGの議事及び運営に関し必要な事項は、座長が定める。

（附則）

この要綱は、平成27年10月29日から施行する。

都市再生の推進に係る有識者ボード
都市再生緊急整備地域の評価手法検討ワーキング
構成員 名簿（五十音順、敬称略）

○浅見 泰司 （東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻教授）

谷口 守 （筑波大学システム情報系社会工学域教授）

中川 雅之 （日本大学経済学部教授）

村木 美貴 （千葉大学大学院工学研究科建築・都市科学専攻教授）

○：座長